

誰一人取り残さないために 消費者教育コーディネーターの仕事

矢吹 香月（やぶき・かつき）
消費生活専門相談員 消費者教育コーディネーター

消費者トラブルの未然防止に欠かせないのが消費者教育。18歳成年「問題」を控え、いま消費者教育コーディネーターに求められることは

特性に応じた教材づくりと 見守りネットワークの構築

約6年前、障がい者向け消費者啓発講座に補佐として参加した時のことである。聴覚障がい者には手話と要約筆記の支援が準備されていたので、パワーポイントを用いた講座が順調に進んでいた。全体を見回していると、視覚障がい者が戸惑っている様子に気づいた。すぐに傍に行つて講座内容を解説したが、その人から「何も見えんから、あの人が言うことは、ようわからん」と一言。消費者教育コーディネーターとして、障がいの特性に応じた講座に何が必要かを考えた瞬間だった。

私は、勤務している岡山県消費生活センターにおいて、消費者にわかりやすい消費者教育を企画・提案、実現することを目標としていた。当時は、2015年度から3年計画で、大学教授、高校教員、幼稚園園長、金融広報委員会、県教育委員会、岡山市教育委員会等をメンバーとする「教材検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置し、消費者団体・大学生が中心となつて作成した教材素案を検討して教材化する、発達段階別消

費者教育教材開発事業を進めていた。障がいの特性に応じた消費者教育を実現するためには、まずこの事業との連携を提案し、検討委員会のメンバーに知的障がいの関係者を加え、特別支援学校向け消費者教育教材を作成した（2016年度）。

2018年度には、3年計画の障がいの特性に配慮した消費者教育教材の作成と障がい者支援ネットワークづくりを企画・提案した。初年度は先の検討委員会に「障がい者支援機関を新たな委員に加え、翌年度は盲学校校長と視覚障がい者団体代表をさらに加え「消費者教育・相談支援研究会」として、大学生を中心に障がいに配慮した教材を作成した。最終年度は教材作成を契機とした見守りネットワークの枠組みを構築した。

消費者教育コーディネーター の設置とその役割

障がい者も消費者である。消費者庁が示す第4期消費者基本計画の「誰一人取り残さない社会的包摂の実現」には、障がいのある児童・生徒が18歳成年となるまでに、障

がいの特性に応じたきめ細かい消費者教育が必要である。全ての消費者が、自分のことは自分で決める自己決定の主体として尊重される環境として、特別支援学校等における消費者教育に積極的に取り組むべきではないだろうか。

2022年4月施行の成年年齢引下げに伴う若年者への被害拡大防止施策である、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁が連携した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」は、消費者教育をさらに積極的に推進するために、「消費者教育コーディネーターの設置」を掲げている。

消費者教育コーディネーターの役割は、①消費者教育をする人と消費者教育をする人 ②消費者教育をする人と消費者教育を受ける人 ③消費者教育をする人と消費者教育に必要な情報 ④消費者教育を受ける人と消費者教育に関する資源 ⑤消費者教育に関する資源——などを、各々ニーズや条件を考慮しながら、適切に結びつぐように「調整」することである。今後も、消費者教育コーディネーターとして、地域で今何が求められ

ているか、どうすれば何ができるかなど実情に合わせて考察して取り組むことで、消費者市民社会の構築に関与していきたい。

消費者教育コーディネーターの仕事

